

(目的)

第1条 この条例は、日出町を安全で住みよい街とするために、町民の防犯・防災及び交通安全に関する自主的活動の促進と生活環境及び道路環境の整備を推進することにより、町民の安全で快適な生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、町民とは、日出町に住所を有する者及び滞在する者並びに日出町内に所在する土地・建物・商店・事業所等の所有者及び管理者（以下「事業者等」という。）をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 町民の防犯・少年非行の防止・防災及び交通安全を確保するための自主的活動に対する助成その他の支援活動に関すること。
- (2) 町民の防犯・少年非行の防止・防災及び交通安全意識の高揚を図るための広報啓発活動及び教育活動に関すること。
- (3) 町民の生活の安全を確保するための生活環境の浄化及び交通安全施設の整備等による良好な道路環境の確保に関すること。
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 町は、前項各号に掲げる事項を実施するときは、国・県その他関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

3 町は、第1項に掲げる事項を実施するに当たり、必要があると認めるときは関係機関等に対し、必要な措置を取るよう要請するものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、日常生活を通じて自主的に防犯・少年非行の防止・防災及び交通安全の確保に努めるとともに、町及び関係機関等が実施する前条に掲げる施策に協力するものとする。

(事業者等の協力)

第5条 事業者等は、事業を営むうえにおいて前条のほか自主的に行うことのできる防犯・少年非行防止・防災及び交通安全の確保に関する必要な措置を積極的に講じるように努めるものとする。

(交通死亡事故発生時の措置)

第6条 町長は、交通死亡事故若しくは特定の区間（地域）に集中的に事故（以下「交通死亡事故等」という。）が発生した場合又は今後も交通死亡事故等の発生が懸念されるときは、関係機関等と現地調査を実施して総合的な交通死亡事故防止対策を検討し、町民ぐるみの交通死亡事故等防止対策を展開するものとする。

(非常事態宣言)

第7条 町長は、前条の規定による交通死亡事故等が発生したときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令することができる。

2 町長は、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令したときは、町民に対し、交通安全に関する広報啓発活動及び教育活動を積極的に展開するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。